

国宝とは何か

文化財保護の歴史

近代国家としてのわが国に、はじめて文化財保護の方策が講じられたのは、明治四年の太政官布告「古器旧物保存方」が最初であるが、その後明治十三年ごろから、内務省は全国の主要古社寺に対して保存金を交付し、同二十一年には宮内省に臨時全国宝物取調局が設けられるなど、その対策は徐々にすすめられ、明治三十年には「古社寺保存法」の制定をみるにいたつた。

この法律の第四条には「社寺ノ建造物及ビ宝物類ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルベキモノハ古社寺保存会ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ国宝ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得」とあり、はじめて宝物類に対して国宝という名称を用いるとともに、国宝を甲乙丙の三種にわけ、製作の優秀なものを甲種、由緒の特殊なもの乙種、歴史の証徴となるものを丙種とし、甲種についてはさらにその製作の程度によって一等から四等までにわけた。ただこの法律による指定は社寺所有のものに限っており、また建造物については国宝といわず、特別保護建造物という名称を用いていた。昭和四年、古社

寺保存法をさらに拡充発展させて新たに「国宝保存法」を制定したがこの法律では建造物についても宝物と同じように国宝の名称で呼び、また、社寺有のものだけでなく国有、公共有、個人有のものもすべて国宝に指定できるようになった。

また、昭和八年には、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が公布され、国宝に準ずる重要美術品等認定物件の国外流出防止の措置が講じられたが、以後国宝保存法と重要美術品等ノ保存ニ関スル法律は、大正八年に制定された「史蹟名勝天然紀念物保存法」とともに、文化財保護に関する三つの法律として、今次大戦後まで存続してきたのである。

文化財保護法と国宝

今次大戦中、空襲によって焼失した国宝建造物等は相当数に達したが、さらに戦後における社会の混乱と経済界の動揺は、文化財の保存に重大な脅威を与えた。そしてようやく文化財保護の重点的強化が叫ばれはじめたそのとき、昭和二十四年一月二十六日法隆寺金堂に火災がおこり、堂内の壁画をほとんど焼失してしまった。この事件は文化

財の保護に対する世論を沸騰させるとともに、これが直接の契機となつて、翌昭和二十五年には議員立法によつて「文化財保護法」が制定されるにいたつた。同法は同年五月に公布、同年八月から施行されるとともに、文部省の外局として文化財保護委員会が設けられ、ここに文化財保護行政の画期的な再出発がなされたのである。

文化財保護法の施行によつて、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、および史蹟名勝天然紀念物保存法は廃止され、それらは文化財保護法の中に発展的に吸収されるとともに、全く新たに民俗資料の分野と、さらには無形文化財の分野が保護の対象に加えられ、文化財保護の範囲は有形文化財、無形文化財、民俗資料、および記念物の四つの分野にわたることになった。

文化財保護法はその第二条において、有形文化財を「建造物、絵画彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他有形の文化的所産でわが国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料」と定義するとともに、第二十七条では文化財保護委員会は「有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる」とし、また「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる」と規定している。つまり有形文化財のうちすぐれたものを重要文化財に指定し、重要文化財の中でさらにすぐれたものを国宝に指定することにしたのである。このように重要文化財と国宝の二段階にわけて指定することは、これまではなかった制度であるが、文化財の重点的保護の立場からは当然

の措置であつたといえよう。

そして、まずその第一段階として、それまで国宝保存法によつて指定されていたいわゆる旧国宝をすべて重要文化財に指定したものと見なしたが、その数は六、八七〇件であつた。つぎに文化財保護法施行

第1表 国宝・重要文化財指定件数表

昭和35年12月1日現在

種別 指定	絵画	彫刻	書跡	工芸	考古	建造物		計
						件数	棟数	
国宝	137	106	242	225	25	196	238	931
重要文化財	1467	2219	1950	1808	226	1367	2070	9037
国宝/重文	9.3%	4.8%	12.4%	12.4%	11.1%	14.3%	11.5%	10.3%

(注) 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

当時八、二三七件を数えた重要美術品等認定物件について、その後継続的に再審査をおこない、そのうち重要なものを現在までに九一四件重要文化財に指定した。このほか従来は全く未指定であつたものを重要文化財に指定したものが現在までに一、一五八件あるもので、昭和三十五年十二月一日現在における重要文化財の総数は九、〇三七件となつている。

これに対してこれら重要文化財の中から新しく国宝に指定したものは九三一件であつて、重要文化財に対する国宝の比率は一〇・三パーセントにすぎない。文化財保護法によつて指定されたいわゆる新国宝が、いかに厳選されたものであるかは、これによつてもわかるであろう(第一表参照)。

国宝の指定

さて、これらの国宝はどのようにして指定されるか、その手続きについて述べよう。

まず、委員会は、別記指定基準にしたがって、厳重な調査をおこない、重要文化財の中から名実ともに国宝にふさわしいものを国宝指定候補に選び出し、それを委員会の附属機関である文化財専門審議会に諮問し、慎重な審議を経てはじめて国宝の指定を決定するのである。そしてこれらについては、ただちに官報で告示するとともに、所有者に対しては指定書を交付してその旨を通知し、ここに国宝指定の効力が生ずるのである。

このようにして昭和二十六年六月、第一回の国宝指定がおこなわれたが、このとき指定された国宝は奈良県薬師寺の麻布著色吉祥天像など絵画二六件、京都府広隆寺の木造弥勒菩薩像など彫刻二四件、東京国立博物館保管の圓悟克勤墨跡など書跡五三件、栃木県東照宮の太刀銘助真など工芸品三九件、和歌山県隅田八幡神社の人物画像鏡など考古資料二件、および法隆寺金堂など建造物三七件、計一八一件であった。以後毎年一回ないし二回の指定がおこなわれ、現在までに都合十三回おこなって、九三一件の国宝を指定したが、その間の経緯は第二表に示すとおりである。

つぎにこれら九三一件の国宝を所有者別にみると、第三表に示すとおり固有のものが七一件、県、市など地方公共団体有のものが七件、

昭和35年12月1日現在

第2表 国宝指定年月日別件数表

種別 指定	年	月	絵画	彫刻	書跡	工芸	考古	建造物		計
								件数	棟数	
昭26.	6.	9	26	24	53	39	2	37	47	181
昭27.	3.	29	23	21	56	24	2	39	54	165
昭27.	11.	22	18	18	43	25	7	28	30	139
昭28.	3.	31	13	12	19	26	3	38	42	111
昭28.	11.	14	17	7	17	23	3	18	21	85
昭29.	3.	20	9	6	14	21	1	10	12	61
昭30.	2.	2	8	3	12	15	1	6	6	45
昭30.	6.	22	7	5	10	8	1	5	5	36
昭31.	6.	28	11	5	6	17	2	3	7	44
昭32.	2.	19	5	3	5	14	1			28
昭32.	6.	18				1	1	3	4	5
昭33.	2.	8		2	3	7	1	4	4	17
昭34.	6.	27			4	5		5	6	14
計			137	106	242	225	25	196	238	931

(注) 指定年月日は昭和29年6月30日(法律改正)以前の分は委員会決定の日とし、それ以後の分については官報告示の日とする。

昭和35年12月1日現在

第3表 国宝所有者別件数表

種別 所有者	絵画	彫刻	書跡	工芸	考古	建造物		計	所有者数
						件数	棟数		
国	25	1	26	14	3	2	13	71	1
地方公共団体			4	1		2	8	7	5
宗教法人	70	105	121	111	18	189	214	614	241
その他の法人	18		50	23	1			92	20
個人	24		41	76	3	3	3	147	96
計	137	106	242	225	25	196	238	931	363

(注) 所有者のうち、国は文部省、文化財保護委員会、東京国立博物館、京都国立博物館、東北大学、東京芸術大学、京都大学の7ヶ所で管理している。

社寺など宗教法人有のものが六一四件、美術館などその他法人有のものが九二件、個人有のものが一四七件で、全体の約六六・五パーセントは社寺の所有となっている。

またこれを都道府県別に見れば、第四表に示すとおり京都府が二一八件で最も多く、ついで東京都の二〇一件、奈良県の一七七件の順となっている。しかし美術工芸品についてみると東京都が二〇〇件でも

第4表 国宝所在別件数表

昭和35年12月1日現在

都府県	種別	絵画	彫刻	書跡	工芸	考古	建造物		計
							件数	棟数	
北海道	道森				2				2
	手城				4				4
青森県	山形			1			1		2
	島城			2					2
秋田県	木馬			1					1
	葉京			6			6	9	16
宮城県	新富			1					2
	石福	48	1	68	77	6	1	1	201
奈良県	山井	7	1	8	5		2	2	23
	梨野			1	3		2	2	5
和歌山県	重賀	2			1		2	2	5
	都阪			4	3		2	2	9
徳島県	長岐	1		5	6		2	2	11
	静愛	1		3	1		2	2	9
香川県	三滋	3	4	15	3	1	19	20	45
	京大	44	31	83	14	2	44	56	218
兵衛	奈和	7	3	12	2	3	11	14	50
	島岡	2	65	8	31	8	58	65	23
岡山県	山取	9	1	9	5	1	7	7	32
	根山	2			2		2	2	4
広島県	山口	1		2	9		2	2	6
	川媛	1		2	3		6	3	9
香川県	愛高			2			2	2	4
	福佐			2		1	3	1	12
長門	熊本	1		2		2	3	1	10
	大宮						3	3	3
鹿	鹿						2	4	3
	鹿				1				3
総計		137	106	242	225	25	196	238	931

(注) 国有のものは、その所在によって当該都府県の中に含ませてある。

第5表 国宝制作時代別件数表

昭和35年12月1日現在

時代	種別	絵画	彫刻	書跡	工芸	考古	建造物		計
							件数	棟数	
上飛	古鳥		8	2	1	7			8
	良安	4	32	20	4		4	5	18
奈平	倉朝	41	44	118	10	11	21	21	98
	山戸	37	19	39	58	7	21	28	289
南室	桃江	1		11	114		64	66	273
	中	11			16				28
の国	他	6			2		31	33	44
	他	12			1		30	42	37
計		25	3	51	14		25	43	40
				1	2				93
総計		137	106	242	225	25	196	238	931

(注) 1. 二つ以上の時代にまたがるものは古い時代に入れてある。
 2. 中国の内訳は、西魏1, 唐32, 北宋23, 南宋25, 元12である。
 3. その他の書の書跡1はポルトガル, 工芸2は朝鮮である。

っとも多く、建造物では奈良県が六五件でもっとも多い。なお近畿二府五県における国宝の合計は五四八件で、全体の約五九パーセントにあたっていることは注目に値する。

また国宝をその制作年次によって分類すると、第五表に示すとおり平安時代が二八九件でもっとも多く、鎌倉時代の二七三件がこれと並んで多い。一方中国の作品が九三件もあって、全体のちょうど一割を占めていることは、中国とわが国の関係が、歴史、文化の上でいかに密接であったかを物語っている。

以上が数字の上からみた国宝指定の概要であるが、このほか国宝建造物に描かれた壁画に対して、絵画としても「国宝の取扱い」をしていけるものが平等院鳳凰堂壁扉画など四件ある。またここで注意しておきたいことは、指定の場合の件数は一件が必ずしも一点もしくは一棟とは限らず、数点、数棟をもって一件とすることがあることである。

例えば書跡で金剛峯寺の中尊寺経四、二九六巻を、また工芸品で熊野速玉神社古神宝類四四三点をそれぞれ一件とし、建造物では松本城の五棟を一件として指定しているのがそれである。

いずれにしてもこれらの国宝は、わが国の美術、建築の歴史のうえでも、もっとも重要かつ代表的な遺品であり、遺構であって、これらを系統的に配列することによって、日本美術史と日本建築史の骨格はほぼ形成されるといってもあえて過言ではないのである。しかもこれらの国宝が、他に類例がないほど良好に保存されていることを思えば、国宝指定の意義はきわめて深いといわなければならないであろう。

国 宝 の 保 護

最後に、これらの国宝に対する保護措置について若干触れておきたい。

前にも述べたとおり、すでに明治四年以来、政府は古美術品および建造物に対して各種の保護措置を講じてきたが、文化財保護法では、国宝はとりもなおさず重要文化財でもあるので、国宝については修理に関する命令、および文化財保護委員会による修理の直接施行など、一、二の措置を規定するほかは、すべてその他の重要文化財に対する措置と同様の措置がとられている。ただ実際の運営にあたって、国宝を優先することはいうまでもないことであろう。

まず国宝の管理と修理は所有者がおこなうことを原則としているが政府はこれらに対して補助金を交付することができ、実際に相当高率の補助をおこなうとともに、各種の技術指導もおこなっている。このほか文化財保護法では、国宝の現状を変更する場合には委員会の許可を必要とすることと、他人に有償で譲渡しようとする場合には事前

に委員会に国に対する売り渡しの申し出をしなければならないことと、あるいは国立博物館等への出品の義務、輸出の禁止など、種々の規定を設けているが、これらの保護措置の中でも、国宝の修理は多額な経費と専門的な技術を要する点で最も重要な事業といえよう。

法隆寺国宝建造物の修理は古くは明治三十二年からおこなわれてきたが、昭和九年から「法隆寺国宝保存事業部」を設置して本格的な修理に入り、戦後昭和二十四年からは「法隆寺国宝保存委員会」を発足させてこれを継続し、金堂を最後に全国宝の修理を完了したのは昭和三十年であった。その間昭和九年から数えても実に二十一年の歳月と約二億五千万円の経費を費し、国費による補助額も二億四千万円余に達した。また現在大天守の修理をおこなっている姫路城の修理は、昭和九年に着工以来すでに約四億円の経費を費すとともに、工事は今後さらに昭和三十八年度まで続けられることになっている。

このように国宝建造物の修理には長年月を要するものが多いが、その他についてもそれぞれ三百年程度を経過することに解体修理を必要とし、また約百年ごとに半解体修理、三十年ないし六十年ごとに屋根替え修理を必要とするので、これらの修理は今後もなお半恒久的に続けられなければならないのである。またわが国の建造物は木造で火災にかかりやすい性質をもっているため、国宝建造物に対する防災施設は最近における最も重要な事業の一つとなっている。

美術工芸品は建造物とちがって移動させやすいので、管理による保護が最も重要であるが、素材に弱い、弱なものが多いだけにこれに対す

る修理も常に怠ることはできない。しかもその修理には細部にいたるまで高度の技術を要し、困難なものがきわめて多い。六カ年の歳月と二千五百万円の経費を費して昭和三十二年に完成した奈良県薬師寺の薬師三尊像の修理や、二十一年間に延べ七万四千人余の修理技術者をつかって、昭和三十三年に完成した三十三間堂の千躰仏（本尊が国宝でその他は重要文化財）の修理などはその一例である。

このように国宝の保護は決してやさしいことではない。しかし、日本民族の歴史と風土の中に培かれ、数百年の風雪にたえて今日に

まで伝えられてきたこれらの国宝をよりよく保存し、より完全な姿で次代に引きつぐことは、今日のわれわれに課された義務である。文化財保護法の第一条に「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と規定しているが、国宝がこの目的に向かつて保護され得て、はじめて名実ともに真の国宝となりうることを、われわれは銘記しなければならない。

昭和三十六年三月印刷
昭和三十六年三月発行

国 宝 事 典 非 売 品

不 許
複 製

編 者 東 京 都 千 代 田 区 霞 ヶ 関 三 ノ 四
発 行 者 文 化 財 保 護 委 員 会

京 都 市 中 京 区 新 町 通 竹 屋 町 南 入 ル

印 刷 者 株 式 会 社 便 利 堂